

事務連絡
令和3年4月1日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における 「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）における「協力要請推進枠」については、令和3年3月21日の緊急事態措置の終了に合わせ、これに伴う経過措置等について、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の緊急事態措置の終了に伴う経過措置等について」（令和3年3月22日付事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱の改正等について」（令和3年3月24日付事務連絡）において、各都道府県あてにお知らせしたところです。

令和3年4月1日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第31条の4第1項に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき期間が令和3年4月5日から令和3年5月5日までの31日間とされ、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「まん延防止等重点措置区域」という。）を宮城県、大阪府及び兵庫県の3府県とすることとされました。

その際、新型インフルエンザ等対策特別措置法改正に当たっての国会附帯決議等を踏まえ、飲食店に対する営業時間の短縮の要請を行う場合の、対象事業者に対する協力金について、経営への影響の度合いに応じた必要な支援となるよう見直しを行うこととされました。

このことを踏まえ、臨時交付金の「協力要請推進枠」等について下記の通り取り扱うこととします。

なお、改正版の制度要綱等の詳細な資料は、近日中に別途通知します。また、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に係る協力金の取り扱い

別添のとおり、営業時間の短縮を要請する事業者の事業所の売上高または売上高

の減少額に応じて協力金の金額を決定するものとします（以下この項において「本制度」といいます。）。

その際、今般、まん延防止等重点措置区域とされた3府県については5月5日までの間は、中小企業に係る日額の協力金の下限を1日4万円とします。また、今般の3府県以外の都道府県が、4月21日までに、まん延防止等重点措置として20時までの時短要請を行った場合には、当該まん延防止等重点措置期間に限り、中小企業に係る日額の協力金の下限額を1日4万円とします。

本制度においても国の分担割合は80%とします。また、即時対応特定経費交付金分については本制度についても4月21日までは適用があるものとします。ただし、3月24日付「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱」32頁における「A: 協力要請推進枠交付金の交付限度額」については「対象者数×対象者が要請等に応じた日数×4万円×0.8」として計算するものとします。

なお、本制度に基づき協力金を支払う場合に、事務費として定額（交付金配分額×2%）を配分し、支給実績（支給額）に連動して清算することとします。各都道府県の工夫により、より効率的・効果的な協力金事業を実施できるよう、協力金の実施に係る事務費であれば使途制限を設けずに自由に活用できることとしますので、審査、振込み、コールセンターや、適正な協力金支給を担保するための見回り業務等の外部委託等に、積極的にご活用ください。（ただし、地方単独事業分と同様に任期の定めのない職員の人件費等に充てることはできません。（令和2年5月1日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について」等参照）

2 その他地域における営業時間短縮要請に係る協力金の取り扱い

協力要請推進枠に係る経過措置（令和3年3月22日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力推進枠」の緊急事態措置の終了に伴う経過措置等について」1参照）について5月5日まで延長するものとします。

5月6日以降、その他地域においても、まん延防止等重点措置等と同様に、売上高又は売上高の減少額に基づいて営業時間短縮要請に係る協力金の額を決定することとします。その際、売上高に応じて協力金の金額を算定する中小企業については21時までの営業時間短縮要請の場合、日額2万5千円から最大7万5千円とし、大企業や、売上高の減少額に基づいて協力金の金額を算定する中小企業は最大20万円とします。

ただし、全国における時短要請がいったん終了した後の新たな時短要請からは、1日当たりの金額の平均額を2万円とします。

3 ガイドラインの遵守等について

(1) ガイドラインを遵守していない飲食店等について

ガイドラインを遵守していない飲食店等については、協力金を支給しないことの検討をお願いします。

また、いわゆる昼カラオケ等でクラスターが多発している状況に鑑み、飲食を

主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用自粛を要請していただいているところです。これらの店舗において要請に応じない店舗に対しても、協力金の支給をしないことの検討をお願いします。

(2) 働きかけ活動等の推進

時短要請に係る働きかけ活動等の推進については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の緊急事態措置の終了に伴う経過措置等について」（令和3年3月22日付事務連絡）において、21時までの要請を行い4万円の支援を行う都道府県については、感染の再拡大を防止するため、営業時間短縮要請等やガイドライン遵守を働きかける必要性が高いことから、特措法担当大臣との協議の際に、働きかけ活動等の実施計画を提出するとともに、働きかけの実施状況等を報告することとしています。

この度、まん延防止等重点措置区域が指定されたことに伴い、発生の動向等を踏まえた集中的な対策により、地域的に感染を押さえ込むことで、全国かつ急速なまん延を防ぐため、これらの区域についても、営業時間短縮要請等やガイドライン遵守を働きかける必要性が高いことから、同様に、特措法担当大臣との協議の際に、働きかけ活動等の実施計画を提出するとともに、働きかけの実施状況等の報告をお願いします。

については、これまで通りまん延防止等重点措置区域以外の地域について、可能な限り個別店舗への網羅的な働きかけをお願いするとともに、まん延防止重点区域については、原則として全ての個別店舗への働きかけをお願いします。

さらに、働きかけ活動に併せて、業種別ガイドラインを遵守するよう個別店舗に対して働きかけるようお願いしてきてところです。飲食の場における感染の伝搬を防止するために、とりわけ

- ・ アクリル板等（パーティション）の設置（又は座席の間隔の確保）
- ・ 手指消毒の徹底
- ・ 食事中以外のマスク着用の推奨
- ・ 換気の徹底

等が重要です。引き続き、時短要請に係る働きかけ活動等を行うに当たって、ガイドラインの遵守を個別店舗に実地において働きかけるようお願いします。

<関係資料>

別添 「協力金」の見直しについて

(照会先)
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
時短協力金担当 高橋・田畑・遠藤・佐藤
直通 03 (6257) 3086
内閣府地方創生推進室
臨時交付金担当 佐藤・上坂・大矢・須田・福田
直通 03 (5501) 1752